

様式第1号(第2条関係)



令和5年5月31日

令和5年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 浜崎 晋一 様

鳥取県議会議員

西川 憲雄

1 交付を受けた政務活動費の額

250,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項目	金額	主な支出の内訳
調査研究費	6,547 円	車燃料費
研修費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	7,934	新聞購読料
広報費	0	
事務所費	43,367	事務所家賃、事務所光熱水費
事務費	12,694	事務所電話、コピーチャージ料、携帯電話
人件費	52,200	補助職員人件費
合計	122,742	

3 支出に充てない残額

127,258 円

令和5年度 政務活動費出納簿

議員名：西川 憲雄

(単位：円)

合計

月	収入	支出										残高
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月	250,000	6,547	0	0	0	7,934	0	43,367	12,694			
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	250,000	6,547	0	0	0	7,934	0	43,367	12,694			

令和5年度 政務活動費出納簿

4月分

議員名: 西川 憲雄

(単位:円)

期日	摘要	算出方法等	収入	支出										領収書等の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計			
4月10日	4月分政務活動費		250,000												0	
4月14日	4月分事務所電気料金	3/3~4/5(3/30~4/9除く) 10,179円×29/34日×90%									7,813				7,813	4-1
4月19日	4月分事務所水道使用料	3月使用分(3/31除く) 2,090円×30/31日×90%									1,820				1,820	4-2
4月19日	4月分事務所公共下水道使用料	3月使用分(3/31除く) 3,850円×30/31日×90%									3,353				3,353	4-3
4月25日	4月分議員事務所賃借料	4/1~4/30(4/1~4/9、4/30除く) 45,000円×20/30日×90%									27,000				27,000	4-4
4月28日	4月分補助員賃金															4-5
5月2日	4月分新聞購読料(読売新聞)							3,400							3,400	4-6
4月30日	4月分新聞購読料(日本海新聞)							2,600							2,600	4-7
4月15日	4月分新聞購読料(聖教新聞)							1,934							1,934	4-8
5月16日	4月分燃料費	燃料費計上額整理簿のとおり		6,547											6,547	4-9
4月14日	4月分携帯電話料金	8,013円×50%									4,006				4,006	4-10
4月14日	4月分事務所電話料金	3/1~3/31(3/31除く) 7,513円×30/31日×90%									6,543				6,543	4-11
4月26日	4月分事務所コピーカウンター チャージ料	2,384円×90%									2,145				2,145	4-12
5月10日	5月分事務所電気料金	4/5~4/28(4/5~4/9除く) 4,746円×19/24日×90%									3,381				3,381	4-1
															0	
															0	
															0	
4月計			250,000	6,547	0	0	0	7,934	0	43,367	12,694					

令和5年度 政務活動事務所状況報告書

議員名： 西川 憲雄

※選挙期間中(3/30~4/9)は除外することとし、期間按分を行う。

1 所在地・所有形態

所在地： 八頭郡智頭町智頭1128-8

電話番号： 0858-71-0913

FAX番号： 0858-71-0914

設置形態

- 自宅敷地外
- 自宅敷地内別棟
- 自宅の一部を専用使用
- 自宅と兼用

所有形態

- 自己所有(生計を一にする親族名義を含む)
- 賃借
 - 第三者所有(賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)
 - 関連会社(会社名 XXXXXXXXXX)
 - 生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

有り

- 自宅
- 後援会事務所
- 政党事務所
- その他

無し

按分率(C)	
9/10	

使用実態による按分

- 使用時間割
(政務活動使用時間 h / 事務所使用時間 h)
- 使用面積割
(政務活動使用面積 m² / 事務所面積 m²)
- その他
(根拠:)

按分率(A)	
/	%

明確に区分できない場合

按分率(B)	
<input type="checkbox"/> 1/2 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/4 <input type="checkbox"/> ()	

* 兼用の数による按分とする。

* 後援会事務所や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所： 八頭郡智頭町市瀬403

政党事務所住所： 八頭郡智頭町市瀬435-1

(記載上の注意)

- ・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること(選挙時は特に注意すること)。
- ・複数の政務活動事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

※選挙期間中(3/30～4/9)は除外することとし、期間按分を行う。

議員名:

西川 憲雄

1 事務所費

按分率 =

9 / 10	%
--------	---

 ← 「政務活動事務所状況報告書」のA・B・Cのいずれか

- | | | | |
|--|---|---|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所賃借料 | <input checked="" type="checkbox"/> 電気代 | <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道代 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 駐車場賃借料 | <input type="checkbox"/> ガス代 | <input type="checkbox"/> 灯油代 |) |

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

① 固定電話 (ファクシミリ兼用含む) (番号 0858 - 71 - 0913)

- 自宅設置 . . . 1 / 2
 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

② ファクシミリ専用 (番号 0858 - 71 - 0914)

- 自宅設置 . . . 1 / 2
 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

(2) インターネット回線使用料、プロバイダ料

① (契約先)

- 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1 / 2
 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

② (契約先)

- 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1 / 2
 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

(3) 携帯電話 ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

(番号 XXXXXXXXXX)

- 政務活動以外(私用など)にも使う場合 . . . 1 / 2
 政務活動用携帯電話を別に持つ場合 . . . 9 / 10
⇒政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

(番号 - -)

(4) 消耗品、備品等

- 自宅や外出先で使用する場合 . . . 1 / 2
 事務所で使用する場合 . . . 事務所費の按分率による

3 広報費 ※印刷物(はがきを含む)については、成果物を1部添付すること

(1) 広報紙印刷費・送料

- 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合 . . . 面積按分
 政務活動のみの場合 . . . 10 / 10

事務所賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人 西川 憲雄 (以下「乙」という。) は、甲の所有する物件の賃貸借に関し、下記のとおり契約する。

記

1 目的物件の表示

建 物	所在地	鳥取県八頭郡智頭町智頭 1128-8	
	名称	西川のりお事務所 階 号室	
	構造	木造 <u>鉄骨造</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺 <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (/)階建	
	面積	50.4 m ²	
附属施設	(駐車場等)	駐車場	

2 使用目的

(甲) ①	鳥取県議会議員の政務活動に係る活動、情報収集等の業務
②	後援会の活動に係る業務
③	その他上記に関連する業務

3 契約期間

平成31年 4月 1日 から 令和5年 3月 31日 まで (4年間)

※期間満了の3か月前迄に甲乙いずれかが更新しない旨の通知をしない限り、同一案件にて4年間更新されるものとし、以下同様とする。

4 賃料等

賃料	月額 45,000 円	管理・共益費	月額 円	附属施設料	月額 円
	円		円	賃料等合計	月額 円
敷金	円 (賃料 ヶ月)	家財保険料	円		
その他の条件					
賃料等の支払時期	当月分を当月末までに支払い				
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落				

5 その他

1～4に定めるものの他、当該契約に当たっては別紙「事務所賃貸借契約約款」によるものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成31年 4月 / 日

(甲)

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

(乙)

賃借人

住所 鳥取県八頭郡智頭町市瀬
氏名 西川 憲雄 [REDACTED]

事務所賃貸借契約約款

第1条 甲は、乙に対し、契約書本文1に記載する物件（以下「本件物件」という。）を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件物件を契約書本文2に記載する使用目的により使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2 乙は、本件物件を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件物件に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件物件を原状に復しなければならない。

第3条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第4条 乙は、契約書本文4の賃料等の他に、電気・水道・ガス料金その他本件物件の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第5条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として契約書本文4に記載する額を預託しなければならない。
2 乙は、本件物件を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第6条 乙は、本件物件を第2条第1項に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡し、もしくは本件物件を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第7条 甲は、本件物件の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3 前項の修理費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第8条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

- ① 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
- ② 第8条に違反したとき
- ③ その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第9条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件物件を原状に復した上で甲に明け渡す。
2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第10条 乙は、乙が雇用する事務員または関係者その他乙の活動に関して本件物件に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第11条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその1か月前までに甲に対してその旨の通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の3か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

第12条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

4-1

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

日頃は格別のお引立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり、ご指定預金口座から電気料金を領収いたしました。

領収金額 Amount Received 14,925円
令和 5年 4月分料金 令和 5年 5月11日
振替日 Date transferred 4月14日
振替額 Amount transferred 10,179円

電気料金内訳	1	お客さま名 西川 憲雄 様	契約種 従量電灯A
	金額	10,179円	うち消費税等相当額 925円
		うち再エネ発電賦課金 1,366円	
		料金算定期間 3月3日 ~ 4月4日	検針日 4月5日
2	お客さま名		
	金額		うち消費税等相当額
		料金算定期間	検針日

令和 5年 4月分廃止料金
振替日 Date transferred 5月10日
振替額 Amount transferred 4,746円

電気料金内訳	1	お客さま名 西川 憲雄 様	契約種 従量電灯A
	金額	4,746円	うち消費税等相当額 431円
		うち再エネ発電賦課金 285円	
		料金算定期間 4月5日 ~ 4月28日	検針日 4月29日
2	お客さま名		
	金額		うち消費税等相当額
		料金算定期間	検針日

印紙税申告納付につき広島県税務署承認済



中国電力株式会社



電気ご使用量のお知らせ

毎度ご利用いただきありがとうございます。

令和 5年 4月分

ご契約名義	西川 憲雄 様		
ご使用場所	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1128-8		
ご契約番号 (供給地点特定番号)	[REDACTED]		
ご契約種別	従量電灯A		
ご使用期間	3月3日 ~ 4月4日 (日数33日)		
今月検針日	4月5日	翌月検針日	5月3日
お支払期日	5月8日	振替予定日	4月14日
ご請求額	10,179円		
うち消費税等相当額	925円		
燃料費等調整単価	0~15kWhまで	16kWh以上の1kWh	
(4月分)	-57.16円	-3.81円	
ご使用量	396 kWh		
前月	28日間	297 kWh	
前年同月	33日間	286 kWh	
託送料金相当額	3,734円	賠償・焼炉内將化 負担金相当額	20.66円

ご請求内訳

最低料金	361.75円
電力料金	10,015.56円
燃料費等調整額	-1,508.77円
再エネ発電賦課金	1,366円
口座振替割引額	-55.00円

本書により料金を申し受けることはありません。
燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。なお、2023年2月分以降の燃料費等調整単価には、政府による電気料金負担緩和措置(低圧▲7.0円/kWh、高圧▲3.5円/kWh)を含みます。

4-2

689-1401

智頭町大字市瀬435番地1

中前製材(有) (智頭1128番地8)

西川 憲雄 様

↑切り取ってお出しください。

智頭町水道使用料
納入通知書兼領収証書

口座番号	01420-0-960092
加入者名	智頭町水道課企業出納員

令和5年3月使用分

水道使用料 納入通知書

お客様番号	■■■■■	調定年月	令和5年4月
-------	-------	------	--------

令和5年3月使用分

発行日 令和5年4月17日

智頭町役場 水道課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

☎0858-75-4114

西川 憲雄 様

下記のとおり納付してください。

智頭町水道事業管理者 智頭町長



お客様番号	■■■■■	
調定年月	令和5年4月	
区分	水道	下水道
用途	家庭用	
口径	13 mm	mm
水量/基本料金	2	
料金	1,900 円	円
消費税	190 円	円
計	2,090 円	円
合計金額	2,090 円	

納期限 令和5年5月1日

コンビニ納付書 令和5年5月31日
利用可能期限

上記のとおり領収いたしました。

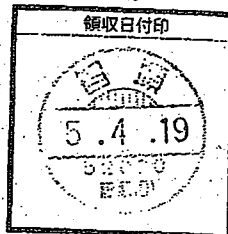
金額を訂正したものと
領収日付印のないものは
無効です。

お問い合わせ窓口は裏面に
記載しております。

収納代行会社
電線ネットワークサービス(株)

(納入者保管)

領収日付印



収入印紙不要

4-3

689-1401

智頭町大字市瀬435番地1

中前製材(有) (智頭1128番地8)

西川 憲雄 様

公共下水道使用料 納入通知書

令和 5年 4月

発行日 令和 5年 4月17日

智頭町役場 税務住民課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬2072番地1
☎0858-75-4114

智頭町公共下水道使用料
納入通知書電領収証表

01410-1-960075
智頭町会計課

西川 憲雄 様

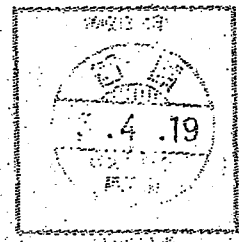
鳥取県智頭町



令和 5年 4月	
下水道使用料	100
一般家庭用	2
基本料金	3,500
消費税	350
合計金額	3,850

令和 5年 5月 1日

令和 5年 5月 31日



4-4

領 収 証

西川 憲 雄 様 R5年 4月 25日

★ 45,000.-

但 4月分家賃
上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等



4-5

政務活動業務 勤務実績表・領収書

西川 憲雄

議員事務所

4 月分				氏 名			
				中村貴子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1				17	月	4.0	
2				18	火	4.0	
3				19	水	4.0	
4				20	木	4.0	
5				21	金	2.0	
6				22			
7				23			
8				24	月	4.0	
9				25	火	4.0	
10	月	4.0		26	水	4.0	
11	火	4.0		27	木	4.0	
12	水	4.0		28	金	4.0	
13	木	4.0		29			
14	金	4.0		30			
15				31			
16				合計	(A) 58.0	(B)	

通勤手当 円

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 西川 憲雄

金 [] 円(C) 左記金額を領収いたしました。
5年4月28日
氏名 中村貴子

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合
総支給額(C)[] 円 × (B)/(A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合
総支給額(C)[] 円 × 9/10 ※ = 円
※投分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。

4-6

領 収 証

西川憲雄様 2023年 5月 2日

★ ¥ 3,500

但 読売新聞 2023. 4月分として
上記正に領収いたします

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



読売センター智頭

〒689-1431 鳥取県八頭郡智頭町山根171-1

☎・FAX(0858)75-0072

代表 山中大吉郎

コクヨ ウケ-1048

4-7

No.

令和 5年 4月分

***** 領 收 書 *****

西川 憲雄 様 5年 4月 30日

日本海新聞購読料	2,408円
消費税	192円
合 計	2,600円

磐城町番頭1505-13

日本海新聞磐城専売所

☎ 75-3510



★領収書は必ず大切に保管してください★

4-8

新聞購読料 領収証

西川 憲雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年4月分

領収日 4月15日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,934)

販売店 住所 TEL FAX

お申込No. 31013-20692(581)-8



【様式】

令和5年度 燃料費計上額整理簿

議員名

西川 憲雄

領収書等番号：

4-9

【燃料費総支出額】

月日	支出額
5月16日	13,094 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

月日	支出額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計(A)	13,094 円

【自家用自動車の総走行距離】

※選挙期間中の走行距離は除外した

前年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）(B)	(4/10)	162,125	km
当年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）(C)	(4/29)	163,180	km
当年度の総走行距離 (D) [(C)-(B)]		1,055	km

【総走行距離から控除すべき走行距離】

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離 (E)	km
その他控除すべき走行距離 (F)	km
総走行距離から控除すべき走行距離 (G) [(E)+(F)]	km

【燃料費充当計算】

(A) [13,094 円] × $\frac{(D) [1,055 \text{ km}] - (G) [\text{ km}]}{(D) [1,055 \text{ km}]}$
× 按分率 [1 / 2] = [6,547]
(上限 1 / 2)

- ※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。
- ※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。
- ※3 改選期及び任期中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。
- ※4 年度途中に自動車を変更した場合は別業とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

4-9

請求書

〒 689-1401
 八頭郡智頭町市瀬403
 西川 憲雄 様

毎度有難う御座居ます。
 下記の通り御請求申し上げます。

智頭石油 株式会社
 クワトロ
 〒689-1402
 鳥取県八頭郡智頭町
 智頭640-1

お客様コード
 請求 23年 4月30日
 お支払 23年 5月マツ日

お問合せは ☎0858-75-3511
 FAX: 0858-75-3513

月日	伝票番号	商 品 名	数 量	単 価	お買上金額	ご入金金額
		3月分(前月)			41451	
		繰越残高合計			41451	
4/12	15644	御入金(現金)				41451
4/4	10000	出光ゼアス	4180	15430	6449	
4/9	15088	出光ゼアス	4100	15430	6326	
4/20	17205	出光ゼアス	4200	15070	6329	
4/27	18499	出光ゼアス	3700	15070	5575	
		小計(10%対象)			24679	
		消費税(10%)合計			2469	
		2737 合計			27148	

数 量 合 計					入金合計	41451
ハイオク	レギュラー	灯 油	軽 油	自動車用潤滑油	売上合計	27148
	16180				今回消費税	2469

④ 前月ご請求額	⑤ 当月ご入金額	⑥ 差引繰越額	⑦ 当月お買上額	⑧ 当月ご請求額
41451	41451	0	27148	27148

お振込は 山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3945290 鳥取銀行 本店営業部 普通 1982301
 鳥取信用金庫 智頭支店 普通 0003822 口座名 智頭石油株式会社

領収証 No. 053570
 2023年 5月 16日

登録番号 T6270001002310

伝票先コード 02081 西川 憲雄 様

金額 ￥27148

但しこの金額は 4月分 請求金額 ￥27148-
 内消費税 ￥2469-
 上記金額正に領収いたしました。

収入印紙

出光興産特約店 智頭石油株式会社
 本社:鳥取県八頭郡智頭町智頭640-1

取扱者名

C051000258 20892029

1201

4-10



〒689-1401
八頭郡 智頭町大字市瀬403

西川 憲雄 様



023043201063371847

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-1500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒730 広島市中区西十日市町
-0806 10-15 NTT十日市ビル1楼2階

8515A01040001-000130

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等



年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	8,013円	2023年 4月14日	おまとめ請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	8,013円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 4月27日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

4-11

〒689-1401

八頭郡 智頭町大字市瀬403

西川 憲雄 様



023043201063373598

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター

お問合せ先 0800-333-1500

受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒730 広島市中区西十日市町

-0806 10-15 NTT十日市ビル1棟2階

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等



年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	7,513円	2023年 4月14日	おまとめ請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	7,513円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 4月26日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

ご利用料金のご案内 (おまとめ請求分)

689-1402
八頭郡智頭町大字智頭1-28-8

西川 憲雄 様



023042106052503809

24205

4-10

4-11

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-7

発行年月日 2023年 4月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-9991000 (無料)
【添付先】
〒730 広島市中区西十日市町10-15
-0806 NTT十日市ビル
社用コード H40051311011 24205 10120 00
82 000000 11 23040301

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 4)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2023年 4月ご請求分	15,526円	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTTドコモ分ご請求額	7,903円
NTT西日本分ご請求額	7,513円
NTTファイナンス分ご請求額	110円
(合計)	15,526円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

2021年7月からの電話リレーサービス制度の開始に伴い、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)をご請求いたします。詳しくは、一般社団法人電気通信事業者協会もしくは各通信サービス提供会社のホームページをご確認ください。

*** 受付時間のお知らせ ***

おまとめ請求のご利用料金に関するお問合せ先(0800-999-1000)につきましては、受付時間を平日の午前9時~午後5時とさせていただきます。番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいたします。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 2年定期契約プラン ***

お知らせは次ページに続きます

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
[REDACTED]	西川 憲雄 様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)	カード会社会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)
[REDACTED]	[REDACTED]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

お 知 ら せ

継続利用期間は、3月末で23年です。(2023年3月末現在)

*** ドコモからのお知らせ ***

電話リレーサービス制度の番号単価の改定に伴い、2023年度においては、4月ご利用分から1月ご利用分まで1電話番号当たり月額1.1円(税込)の電話リレーサービス料をご負担いただきます。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

毎月のご利用料金をWeb・アプリから確認できる「eBilling」がおすすめです。紙からWebへの切り替えて、請求書等発行手数料55円~165円(税込)が無料になります。詳しくはドコモHPをご確認ください。なお3月請求のお知らせで請求書等発行手数料の記載が一部誤っておりました。訂正してお詫び申し上げます。

4-10 4-11

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
【事業会社毎の請求額合計】			
◇NTTドコモ分ご請求額	7,903		
◇NTT西日本分ご請求額	7,513		
◇NTTファイナンス分ご請求額	110		
◇合計	15,526		
【NTTドコモ集計毎請求額】			
◇基本使用料等(計)	4,980	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計)	1,703	X1-SMS通信料	合 算
		音声オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	502	付加機能使用料等	合 算
		ユニバーサルカーブス料	合 算
◇消費税等相当額(計)	718	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×1.0%
◇小計	7,903	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	110	口座振替のご案内等発行手数料	合 算
		消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×1.0%
◇合計	8,013	合計	(1回線請求分)
<電話番号毎の請求内訳>			
◇基本使用料等(計)	4,980	ご利用期間(3/1~3/31)	
		ギガライト2:2年定期	ステップ4:5GB~7GB
		(内訳)ギガライト2:2年定期	
		(内訳)みんなドコモ割	3回線以上

各通信サービス提供会社のサービスに関するお問い合わせ先
 NTT東日本、NTT西日本のお客様 局番なしの「116」へ(一般電話からは無料)
 NTTコミュニケーションズのお客様 0120-506506
 NTTドコモのお客様 ドコモ携帯からは151(無料)、0120-800-000
 ※各社分請求額のうち、料金回収代行分は、各社からNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED]) 4-10 4-11

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税
	(300)	(内訳) s pモード利用料	
◇通話料・通信料 (計)	0	(参考) 高速通信ご利用サービス量は 7.0G	合
1,703	3	※SMS通信料	合
◇その他ご利用料金等 (計)	1,700	かけ放題オプション定額料	合
502	500	ケータイ補償サービス利用料 (500)	合
◇消費税等相当額 (計)	2	ユニバーサルサービス料/基本	合
718	718	消費税等相当額 (合計)	合
◇小計	7,903	消費表示の料金合計×1.0%	合
7,903	7,903	(小計)	合
◇NTTフレッツサービスご利用分			
110	100	口座振替のご案内等発行手数料	合
	10	消費税等相当額 (合計)	合
◇合計	8,013	8,013	合
		合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		◎継続利用期間は、3月末で	23年と変わりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	7.0です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,185円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBページを確認ください。	
(NTT西日本累計毎請求額)			
◇NTT西日本ご利用分			
7,513	3,950	光イタウン ネット F利用料	合
	500	ひかり電話 (基本料)	合
	400	ナンバーディスプレイ使用料	合
	500	ボイスワープ使用料	合
	100	追加番号使用料	合
	560	ひかり電話 (通話料)	合
	816	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合
	4	ユニバーサルサービス料他	合
	683	消費税等相当額 (合計)	合
◇合計	7,513	7,513	合
		合計	(1回線請求分)
<電話番号毎の請求内訳>			
◇NTT西日本ご利用分			
7,513	3,950	光マイタウン ネット F利用料	合
	500	ひかり電話 (基本料)	合
	400	ナンバーディスプレイ使用料	3月 1日～ 3月31日 電話番号 は0858-71-0913
	500	ボイスワープ使用料	3月 1日～ 3月31日
	100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日
	560	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日
	816	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日
	4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。

